## 不利益処分に係る処分基準

処分の名称				さいたま市風致地区内の行為違反者等への監督処分								
根拠条例·規則等名				さいたま市風致地区内における建築等の規制に関する条例								
条項				第5条								
所	所 管 部 課			都市局	みどり公	園推進部	北部公園整	備課(	電話:	646-3179)		
処 分 基 準	(未	基 準 (未設定の場 合はその理		【理由 ① 数 的 ② 效 発	都市局 みどり公園推進部 北部公園整備課(電話:646-3179) 設定できません。  【理由】 ① 処分の性質上、個々の事案について個別具体的な判断をせざるを得ないもので、条例の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であると認められる ② 処分の先例がないか、稀であるもの又は当面事案の発生が見込まれないものであって、条例の定め以上に具体化することが困難							
	設定	等年	月日	平成1	4年4月	1日設定	宮 平成	年_	月	日最終改	(正	
	備	考										